

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 トーイン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 春 公明
 C E O 兼 C O O
 (コード番号 7923)
 問合せ先 常務取締役執行役員 坂戸 正朗
 経営企画統括
 電 話 03-5627-9111

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>5. 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>(1) 企業集団における業務の適正を確保するために「経営理念」「コンプライアンス基本方針」および「企業行動規範」を当社および子会社で共有化するとともに、その周知徹底を図る。</p> <p>(2) 子会社取締役は、定期的に業務執行状況・経営成績等について当社取締役会へ報告するとともに、重要事項については事前に協議する。</p>	<p>5. 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>(1) 企業集団における業務の適正を確保するために「経営理念」「コンプライアンス基本方針」「<u>リスク管理方針</u>」及び「企業行動規範」を当社及び子会社で共有化するとともに、周知徹底を図る。</p> <p>(2) <u>当社の海外事業を統括する取締役及び</u>子会社取締役は、定期的に業務執行状況・経営成績等について当社取締役会へ報告するとともに、<u>経営上のリスク発生懸念等の重要事項</u>については事前に<u>報告し協議</u>する。</p> <p><u>(3) 当社は、毎事業年度ごとの当社及び子会社の経営目標を定め、経営会議で承認する。</u></p>
<p>6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役か</p>	<p>6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの</p>

らの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、速やかに配置するものとする。また、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価、賃金等については、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役および使用人が監査役（監査役会）に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人が、定例的に監査役または監査役会に提出すべき議事録、稟議書その他の書類を定める。
- (2) 取締役会に報告された事項を除き、次の事実を認めた取締役および使用人は、直ちにそれを監査役に報告するものとする。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 不正行為または法令、定款に違反する重大な行為
 - ・ 重大な事故・災害等の発生
- (3) 上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役および使用人に対し、報告を求めることができるものとする。

独立性に関する事項ならびに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、速やかに配置する。
- (2) 取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価、賃金等については、監査役の同意を得るものとする。
- (3) 当該使用人は監査役の指揮命令を優先して従事するものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役（監査役会）に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由に不当な取り扱いを受けないことを確保する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人が、定例的に監査役または監査役会に提出すべき議事録、稟議書その他の書類を定める。
- (2) 当社取締役会に報告された事項を除き、次の事実を認めた当社及び子会社の取締役及び使用人は、直ちにそれを監査役に報告するものとする。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・ 不正行為または法令、定款に違反する重大な行為
 - ・ 重大な事故・災害等の発生
- (3) 上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
- (4) 監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当該報告者に通知する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執

<p>8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制</p> <p>(1) 代表取締役と監査役は、定期的に経営方針、経営の課題、会社を取りまくリスク、監査役の監査環境、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の認識と理解を深めるものとする</p> <p>(2) 監査役は、経営会議その他重要な会議に出席し、必要な意見を述べるができるものとする。</p>	<p><u>行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</u></p> <p><u>(1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務に必要でないと立証できる場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。</u></p> <p>9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制</p> <p>(1) 代表取締役と監査役は、定期的に経営方針、経営の課題、会社を取りまくリスク、監査役の監査環境、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の認識と理解を深めるものとする</p> <p>(2) 監査役は、経営会議その他重要な会議に出席し、必要な意見を述べるができるものとする。</p>
---	--

2. 変更日
平成 27 年 5 月 15 日

以 上